(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市が発注する建設工事において、共同企業体を契約の相手方とする場合の取り扱いについて別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(方式)

第2条 共同企業体の方式は、大規模であって技術的難度の高い工事について、確実かつ円滑 な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体(以下「共同 企業体」という。)とする。

(対象工事)

- 第3条 共同企業体による施工対象工事は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事(高速道路、橋梁、堰、トンネル、ダム、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事をいう。)で、次の各号に掲げる工事種別区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模の工事とする。ただし、共同企業体による施工が適当でないと判断される建設工事は除くものとする。
  - (1) 十木一式工事 工事金額がおおむね3億円以上のもの
  - (2) 建築一式工事 工事金額がおおむね3億円以上のもの
  - (3) 電気設備工事 工事金額がおおむね2億円以上のもの
  - (4) 管工事 工事金額がおおむね2億円以上のもの
- 2 前項各号に掲げるもののほか、特殊な技術等を要する工事であって、確実かつ円滑な施工 を図るため、技術力等を結集する必要があると認められるものについては、共同企業体に よる施工対象工事とすることができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、当該工事が特に大規模であり、かつ、多数の工種にわたることその他当該工事の特性により技術力を結集する必要があると認められるときは、4社以上とすることができる。

(組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の等級区分が設けられている場合は、最上位の等級の組合せ又は構成員のいずれかが最上位の等級で、他の構成員が第二位等級の組合せとする。

(構成員の資格)

- 第6条 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する工事種別につき、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。
  - (1) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条別表の許可業種につ

き、許可を有しての営業年数が3年以上であること。ただし、相当の実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率は、構成員の協議により定めるものとする。ただし、 構成員の最低出資比率は、均等割の10分の6以上とする。

(代表者)

- 第9条 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の出資比率となる構成員とし、出資比率が 同等の場合は、施工能力の大きい構成員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第11条の規定による公告において、代表者となる者の要件を 定めたときは、当該要件を満たす構成員を代表者とする。

(入札参加の手続等)

- 第10条 共同企業体を結成して工事を施工しようとする者は、市長が定めた日までに別記様式による入札参加願に、共同企業体協定書、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知書、その他市長が特に必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 2 前項の提出書類の提出部数は、その都度共同企業体の規模に応じて定めるものとする。
- 3 共同企業体は、共同企業体協定書に記載する事項に変更があったときは、直ちにその変更 事項について届け出なければならない。
- 4 共同企業体の構成員は、当該建設工事において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(資格審査等)

- 第11条 共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を 公告し、これにより資格審査の申請を行わせるものとする。
  - (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
  - (2) 工事場所
  - (3) 工事の概要
  - (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - (5) 共同企業体の構成員の数及び組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件並びに代表者要件
  - (6) 資格の有効期間

- (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 共同企業体の資格審査は、別に定める鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱に準 じてこれを行う。

(通知)

- 第12条 共同企業体の資格審査に係る通知は、入札に参加する資格があると認定された共同 企業体については、入札に参加することができる旨の通知を行い、入札に参加する資格が ないと認定された共同企業体については、その理由を付して通知するものとする。
- 2 前項の通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。 (入札)
- 第13条 共同企業体の入札書(随意契約の場合は見積書)は、構成員の住所氏名を連記する ものとする。ただし、共同企業体の代表者が他の構成員から委任を受け委任状を提出した 場合は代表者のみで入札(見積)できるものとし、代表者以外の構成員が代表者及び他の 構成員から委任を受け、委任状を提出した場合及び構成員以外の者がすべての構成員から 委任を受け、委任状を提出した場合は当該委任を受けた者が入札(見積)できるものとす る。
- 2 入札書(見積書)における入札者(見積者)の表示は、次の各号のいずれかとする。

囙

(1) ○○特定建設工事共同企業体

(代表者) 所在地 会社名 〇〇建設 代表者 〇〇〇〇 印 (構成員) 所在地 会社名 〇〇建設 代表者 〇〇〇〇 印 (2) ○○特定建設工事共同企業体 (代表者) 所在地 会社名 ○○建設 代表者 〇〇〇〇 印 (3) ○○特定建設工事共同企業体 (代表者) 所在地 会社名 ○○建設 代表者 〇〇〇〇

会社名 ○○建設

所在地

(構成員)

(代表者) 所在地

(4) ○○特定建設工事共同企業体

会社名 〇〇建設

代表者 〇〇〇〇

(構成員) 所在地

会社名 〇〇建設

代表者 〇〇〇〇

(代理人) 住 所

氏名 〇〇〇〇 印

(契約の締結)

- 第14条 契約締結の際は、契約書に共同企業体協定書を添付しなければならない。
- 2 契約書には、次に掲げる事項を特記しなければならない。
  - (1) 請負者○○特定建設工事共同企業体(○○建設及び○○建設) は別紙「特定建設工事共同企業体協定書」により頭書の工事を連帯して請け負う。
  - (2) 発注者は、工事の監督、請負代金の支払等の契約に基づく行為については、すべて代表者〇〇世設代表者〇〇〇〇を相手方とし、代表者に通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

付 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年7月6日一部改正)

付 則

この要領は、平成18年3月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。